

香川県庁舎東館の耐震化について

県庁舎東館については、重要な防災拠点施設であります。耐震性を示すI s値が0.3未満であり、震度6強から7に達する程度の大地震の震動及び衝撃に対し、倒壊し又は崩壊する危険性が高いとされている範囲にある中で、防災拠点施設では、ほぼ唯一耐震化の基本方針が決まっておらず、耐震化は喫緊の課題となっております。

なお、コンクリートの状況については、御指摘のように、強度や中性化の試験・調査の結果、今後、適切な維持管理を行えば、50年以上利用することが可能であると確認しているところであります。

このような状況の中、御指摘のとおり、本年9月定例会においてお示した6つの耐震化工法案について、これまでの県議会での御議論を踏まえ、耐震や建築等の専門家の助言も受けながら、技術的な検討を進めてまいりました。その際、まず最も重要な、防災拠点施設としての耐震性能を確保すること、庁舎としての執務機能が確保できるか、工事費等のコストをどう考えるかといった点、次に、工期や工事中の利用制限、文化的価値への影響といった点、さらには、騒音や振動等環境への影響、施工技術といった点などから、各観点の重要度も勘案した総合的な検討を行ってきたところであります。

これらの検討により、高層棟塔屋を耐震補強しつつ、高層棟、低層棟ともに基礎免震構法により耐震化する免震改修案が東館の耐震化工法として最も適切と考えるに至りました。

具体的には、免震改修案では、まず最も重要な、防災拠点施設として必要なI類の耐震性能が確保されること、耐震壁で執務室が分断されることなく執務機能が確保できること、改築案とのコスト比較では、工事費等が約33億円安く、また、今後100年間の建設費及び維持管理費を含めたライフサイクルコストの試算でも、およそ9億円から50億円程度低くなることなどの点で優れていること、次に、耐震補強や改築に比べ、居ながらの施工ができ仮庁舎が不要であることや、建物の内外観が変わらず、文化的価値への影響が小さいことなどが評価できること、さらには、工事中の騒音、振動等による影響や産業廃棄物の発生が最も少ないこと、高知県や愛媛県など12道府県の本庁舎等で免震改修が行われているなど工法として確立されていることなどを総合的に検討したものであります。

なお、精査の結果、高層棟の6階から8階の耐震補強は不要と判断しております。

また、御指摘のとおり、耐震化に当たっては、防災拠点施設である東館の耐震化の必要性や文化的価値等について、広く県民の皆様の御理解を得ていくことが重要であることから、引き続き、あらゆる機会を捉えて情報発信に取り組むとともに、できるだけ早期に耐震化を図ってまいりたいと考えております。

(平成26年11月27日 自由民主党議員会の代表質問に対する知事答弁)